

議案第38号

北上市農村環境改善センター条例を廃止する条例

北上市農村環境改善センター条例（平成3年北上市条例第119号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(北上市公の施設の使用料等減免条例の一部改正)

2 北上市公の施設の使用料等減免条例（平成22年北上市条例第25号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
別表第1（第3条関係）			別表第1（第3条関係）		
施設名	所在地		施設名	所在地	
[略]			[略]		
北上市老人福祉センター条例 （平成3年北上市条例第98号） 第2条に規定する施設	[略]		北上市老人福祉センター条例 （平成3年北上市条例第98号） 第2条に規定する施設	[略]	
<u>和賀農村環境改善センター</u>	<u>北上市和賀町豎川目1地 割1番地13</u>				
江釣子多目的研修センター	[略]		江釣子多目的研修センター	[略]	
[略]			[略]		
別表第2（第4条関係）			別表第2（第4条関係）		
減免基準	適用施設	減免率 (%)	減免基準	適用施設	減免率 (%)
[略]			[略]		
[略]	[略]		[略]	[略]	
13 市内の農業団体及び 商工団体が産業振興を 目的とした活動に使用 するとき。	<u>和賀農村環境改善セン ター、江釣子多目的研 修センター、煤孫農村 交流プラザ、北上市工 業技術交流施設条例第</u>		13 市内の農業団体及び 商工団体が産業振興を 目的とした活動に使用 するとき。	江釣子多目的研修セン ター、煤孫農村交流プ ラザ、北上市工業技術 交流施設条例第2条に 規定する施設、北上市	

2条に規定する施設、  
北上市産業支援センター、  
北上市市民交流プラザ、  
江釣子共同福祉施設、  
北上市勤労者福祉施設  
条例第2条に規定する施設、  
北上市みちのく民俗村条例別表  
に規定する施設

[略]

産業支援センター、北  
上市市民交流プラザ、  
江釣子共同福祉施設、  
北上市勤労者福祉施設  
条例第2条に規定する  
施設、北上市みちのく  
民俗村条例別表に規定  
する施設

[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

令和元年9月5日提出

北上市長 高橋 敏彦

提案理由

和賀地区交流センターとして活用するため、和賀農村環境改善センターを廃止しようとするものである。